

港湾における風力発電について

ー港湾の管理運営との共生のためのマニュアルー ver. 1

概要パンフレット



国土交通省港湾局
環境省地球環境局

1. はじめに

風力発電導入マニュアルの目的

- 「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－ver.1」は、港湾の管理運営と整合のとれた風力発電の導入の円滑化を図り、もって温室効果ガスの排出削減に資することを目的としています。
- そのために、今後港湾において導入が想定される大規模風力発電事業に対応した、港湾の管理運営と共生を図る導入プロセス等を整理し、全国の港湾を対象とした標準的な手続きとして提示するものです。

本マニュアルの利用対象

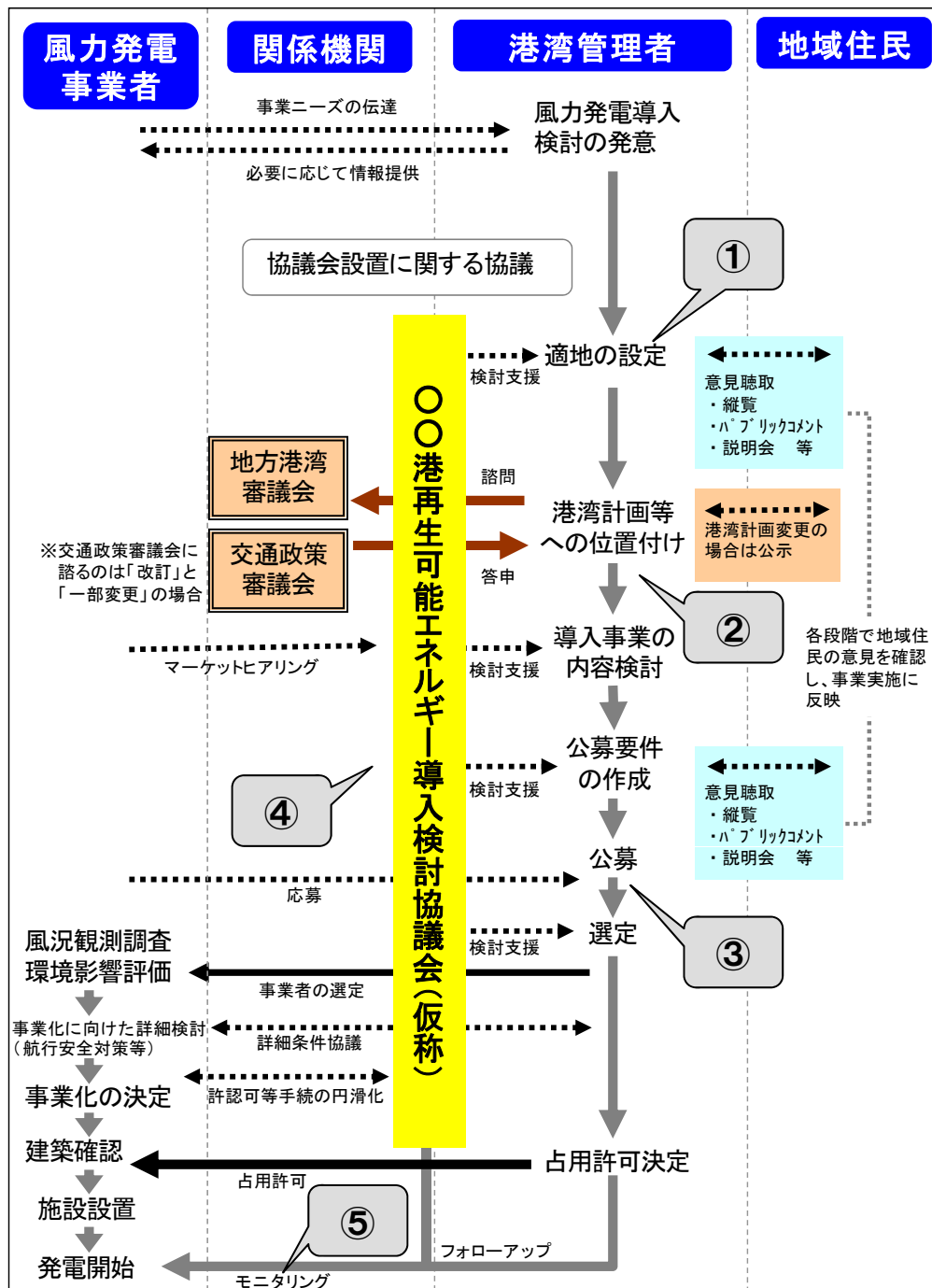
- 本マニュアルの利用者は、港湾管理者及び風力発電事業者を想定しています。
- 本マニュアルは、港湾区域（水域）における洋上風力発電（着床式）を主眼に置いていますが、港湾管理者の権限が及ぶ陸域における風力発電にも活用は可能です。
- 本マニュアルの対象事業規模は、複数の風力発電施設による総出力1万キロワット以上を目安とします。

本マニュアルの位置付け

- 本マニュアルは、港湾管理者にとっては、地方自治法第245条の4第1項に規定された技術的な助言となるものです。

2. 港湾における風力発電導入の手順

マニュアルでは、下記の手順による風力発電の導入を提示しています。



- ① 港湾管理者が、必要に応じて、船舶航行の安全など港湾の管理運営と風力発電との共生を図る観点での検討を行った上で、風力発電の適地の設定を行います。
- ② 適地は、その港湾の港湾計画などに位置づけられます。
- ③ 実際に事業を行う風力発電事業者は、港湾管理者の公募によって決まります。
- ④ ①～③では、港湾毎に設置する「再生可能エネルギー導入検討協議会(仮称)」の助言や支援を受けます。
- ⑤ 事業開始後にも、港湾管理者が中心となってモニタリングを行います。

3. 導入検討協議会

■ 導入検討協議会には以下の役割があります。

- ①風力発電の適地設定に関する検討支援
- ②事業者の公募要件・審査基準の検討支援
- ③事業者の選定の際の審査支援
- ④許認可等手続きの円滑化
- ⑤事業化支援・フォローアップ

■ 構成メンバーは、以下に示す例の他にも、各港湾の地域条件や社会条件などに応じて、適切に定められることを想定しています。

表 導入検討協議会の構成メンバー例

分類	関係機関等の例
(A)	・ 港湾管理者 事務局 ・ 地方整備局等※（国有港湾施設等及び港湾計画関連） ・ 地方自治体（都市計画、景観・環境保全関連等） ・ 管区海上保安本部、海上保安部、港長（船舶航行関連） ・ 地方環境事務所（環境影響評価法等関連） ・ 地方経済産業局（エネルギー施策関連等）
(B)	・ 地域電力会社（系統連系関連） ・ 海岸管理者（海岸保全関連） ・ 空港事務所等（航空保安無線施設関連） ・ 水産業関係者（水産業への影響が見込まれる場合）
(C)	・ 地方運輸局 ・ 地域代表（自治会等） ・ 水域利用者 ・ 立地企業関係者 ・ 学識経験者

※北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局

（上記協議会の構成メンバーが公募に応募することもあるため、公募要件・審査基準の検討支援及び審査支援については、協議会の一部の構成メンバーのみによって行われることもあります）

(A) 協議会への参画が必要と考えられる関係機関

港湾における風力発電の導入に関して許認可権限若しくは行政処分権を有している、又は現行法において積極的な関与が想定される行政機関

(B) 地域の実情によっては、協議会への参画が必要と考えられる関係者・関係機関

地域の実情によっては、港湾における風力発電の導入により直接的な影響を受けることが想定される関係者・関係機関

(C) 地域の実情によっては、協議会への参画が適当と考えられる関係者・関係機関

地域の実情によっては、積極的に情報提供や意見聴取を行うことで、港湾における風力発電の導入に関する検討の円滑化が見込まれる関係者・関係機関

4. 風力発電の適地設定

風力発電の適地設定とは？

- 港湾の管理運営と整合のとれた風力発電施設の立地可能な範囲として、港湾管理者が設定するものです。
- 風力発電の事業採算性や事業実現性の観点からの最適地とは異なる場合があります。

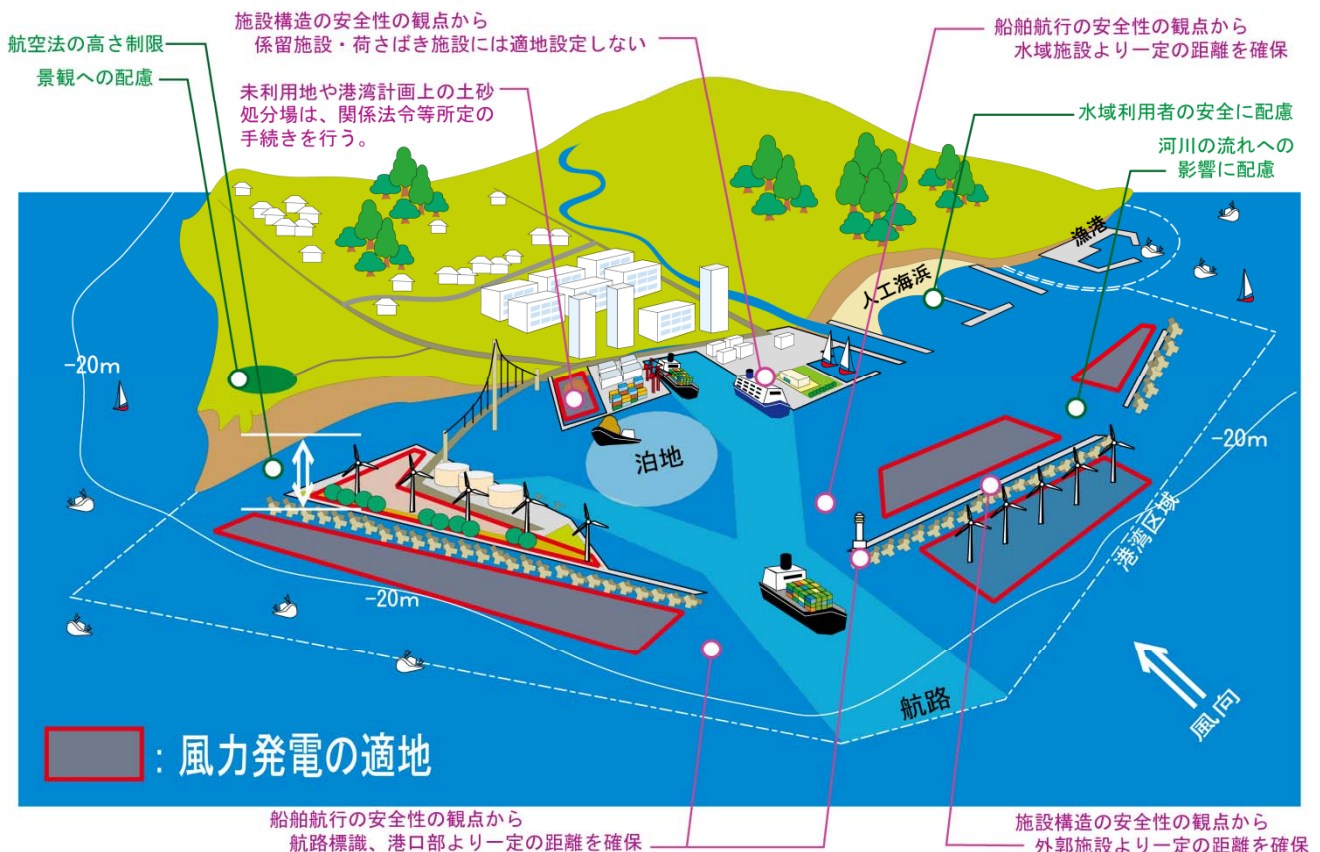
適地設定時の留意事項例

- 適地の設定の際には、導入検討協議会の助言を参考に、様々な事項に留意する必要があります。

（留意事項例）

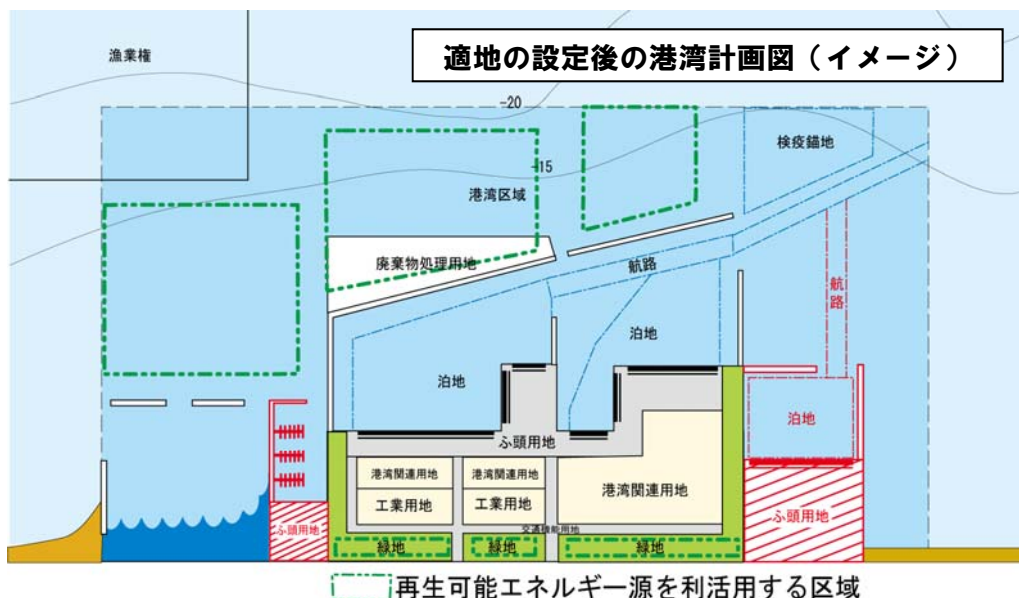
- ・ 港湾施設の機能、安全な船舶航行に関する配慮事項
- ・ 背後地域の経済活動、生活環境、自然環境、景観等への配慮事項
- ・ 地元水産業との調整事項

風力発電の適地設定イメージ図

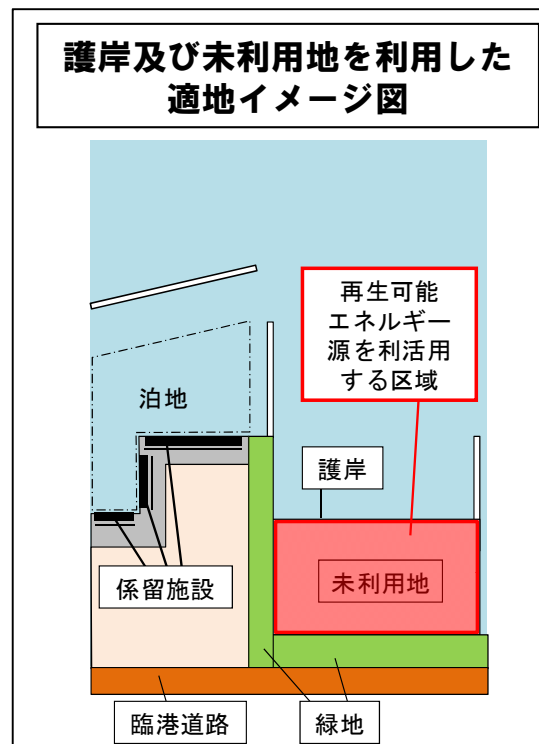
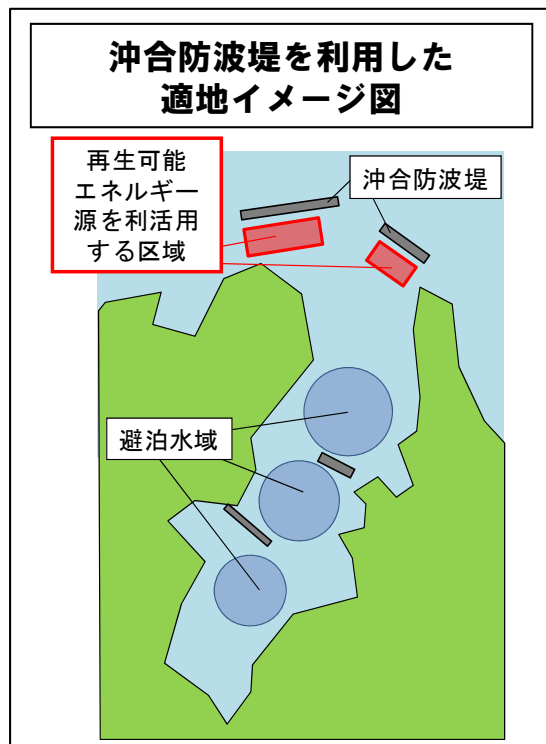


5. 適地の港湾計画等への位置付け

- 港湾の管理運営と共生した風力発電施設の立地可能な範囲を、港湾計画に「再生可能エネルギー源を活用する区域」として位置付けます。
- 位置付けに際しては、港湾計画の方針を変更する必要がある場合があるため、港湾管理者は検討を行い、「軽易な変更」、「一部変更」又は「改訂」の適切な手続きをとる必要があります。



- 港湾計画を策定していない地方港湾においても、港湾整備事業計画などに位置付けることが考えられます。



6. 風力発電事業者の公募と選定

公募とは？

港湾管理者が、適地として設定した区域において事業を希望する者から、具体的にその事業内容等についての企画提案を募集することを指しています。

公募ケース

公募については、総出力1万キロワット以上の風力発電事業が、長期間占用するケースを対象とします。

事業者の選定

事業者の選定は、公募の際に設定した港湾の管理運営に必要な条件を評価することに加えて、地域活性化への貢献提案など、風力発電事業者の提案事項についても評価することが可能です。

公募と選定の流れ

公募や事業者選定の流れを以下に示します。

